

お子様のインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します（ご案内）

世田谷区では、平成29年10月1日より、お子様のインフルエンザ予防接種費用の一部を助成いたします。予防接種は、必要な免疫をつけることで発症や重症化予防が期待できます。予防接種に対する正しい理解の下で、お子様の健康にお役立てください。

【助成期間】

- 平成29年10月1日（日）～平成30年1月31日（水）

【助成対象者】

- 世田谷区に住所を有する接種当日1～15歳（中学生まで）のお子様（平成14年4月2日～平成28年12月31日生まれのお子様）
 - ※1歳未満は1歳になってから対象となります。
 - ※平成29年1月1日～1月31日生まれのお子様は、接種当日1歳になっていても助成は受けられません。

【接種場所】

- 世田谷区内の指定医療機関
 - ※上記以外の医療機関では助成は受けられませんのでご注意ください。
 - ※指定医療機関一覧は、①区のホームページに掲載、②区施設等に設置する予定です。詳細は下記までお問い合わせください。
 - ※お子様がやむを得ない理由（心臓疾患等の基礎疾患、予防接種によるアレルギー、けいれんなど）により主治医からその監督下で接種を受ける必要があると指導されているため、指定医療機関で接種できない場合は、下記までお問い合わせください。

【助成回数・金額】

- 接種当日、1～12歳のお子様は接種2回まで、13～15歳（中学生まで）のお子様は接種1回まで。
- 接種1回あたり1,000円を助成いたします（医療機関から請求される接種費用が接種1回あたり1,000円減額されます）。

【受付方法】

- 世田谷区内の指定医療機関で、受付時に住所と生年月日が確認できるものを提示してください（乳幼児医療証、子ども医療証、健康保険証など）。
- 医療機関に備え付けてある助成券に必要事項を記入し、提出してください。

【その他】

- 子どものインフルエンザ予防接種は任意の予防接種です（法律に基づく接種ではありません）。経鼻インフルエンザワクチンは対象外となりますのでご注意ください。
- 助成の詳細は、平成29年10月1日以降に、指定医療機関に備え置いてあるお知らせをお読みください。



＜お問い合わせ先＞

世田谷保健所感染症対策課

電話：03-5432-2437

FAX：03-5432-3022